

善方便之教という如来大悲の現動の中に於て、衆生海を清淨業処に往相悲引し給う永劫の修行、つまり「定者即息」^(妄義分)「慮以凝心散

即廢^(妄義分)「惡以修^(妄義分)善」^(化身土卷)が、正しくその定義そのままに「定心難」修息

慮凝心故、散心難^(化身土卷)「行廢惡修善故」^(妄義分)と開いて、衆生の真現実の姿

を明しその只中に生れ運命を共にせんとしゆく如來修行というも

のを示してゆく。「定散諸機をあわれみて」と嘆ぜられる事が亦

「定散諸機をこしらえて」^(高僧和讚善遺譲)とも深め換言せられねばならぬ所以が

ここにある。ここに華座觀阿弥陀仏空中住立という、如來の定散

自力衆生界への影臨^(妄義分)という、ただひとつ消息が、善導によりて

「証得往生・立即得生」、「立振即行不^(妄義分)及^(妄義分)端坐以赴^(妄義分)機」なる二

重の意義に開かれねばならなかつたのである。誠に如來永劫修行

は、如來が真に「われ」となるところに沈潛誕生せられる事であ

り、その修行が自然即一に往相悲引の御修行の中から開かれてく

るのである。法藏修行が永劫修行でなければならぬのも、その済

度の悲叫が衆生の永劫流転の在り方にこそ沈潛するところに發せ

られねばならぬ為である。弥陀の招喚は、稱迦發遣として衆生海の根底に到り着き、沈潛表現せられることにおいて、悲本願の招喚といふ内的生命を更に深く燃焼すると思われる。

金世宗の宗教政策

——大定二十年の寺觀等存留制限——

今井秀周

金中期、濫立される寺觀や、その信徒達の活動を規制肅清せんとして、世宗は幾度かにわたりて制詔を出したが、大定二十年(二〇〇)に発された寺觀等の存留に制限を設けるとの制も、その一つである。世宗のこういった政策は、既に野上俊静博士の「金の財政策と宗教教団」にまとめられているが、こと大定二十年の制については、まだ論及されてはいない。したがつて新資料の紹介という形で、ここにその概略を述べていきたいと思う。

世宗の寺觀に対する制庄策、即ち寺觀創建の禁止令は、大定十年(二〇〇)すぎから実施され、大定十八年(二〇八)になつて三度目の禁令が下された。大定二十年に行われた寺觀等存留制限の制度は、十八年の禁令に細則が加えられたものである。この内容は『金石萃編』卷一五七所収三官宮存留公拋碑に詳しい。その前半部を訳してみると、

京兆府は尚書礼部の符節により、尚書省の委任せる使者に従い、つつしみて誓旨を奉じ、制す。今後、創造されて名額なき寺觀は、尽くこれを除去す。ただその中に絵塑したる神仏の像あるものは、除毀するに忍びず。存留を許可し、併せて寺觀創造の罪をも免す。もし今後この制を犯す者あらば、本人は違制の罪に処す。県役人の中、その罪を既知しながら罪

に処せざりし者も、並びに処罰す。

と、存留制限施行の沙汰が明らかにされている。つまり、違法の寺觀であろうと、その中に神仏の像さえあれば存留を許可し、そのうえ寺觀創造の罪をも免ずるというのである。「寺觀創造の罪」とは、いまでもなく大定十八年の寺觀を廻興するを得る無しとの禁令を冒した罪であり、これを免するというのであるから、たゞ綿密な調査の上にたって行われた制とはいっても、厳重に取り締まるという方向ではない。いわば少し緩みを加えた禁止策といふことができる。

この禁制の柔軟であったことは『山右石刻叢編』巻二所収大雲禪院碑からもみてとれる。この碑は、寺の者達が國に代金を納めて名額——その寺觀が國の許可したものであることを示す一種の証明——の賜与を願い、そして國がこれを許可した所の証明書を刻んだものである。訳してみると

泌州銅鞮縣郭村の張舜上告す。「本村には古旧より积迦佛堂一所ありて、その内に神仏の塑像あり。大定二十年の際、存留の許可証を給せらる。今、皆で僧善忠にこの住持たらんことを請えり。しかし、從來名額なれば、ここに空名の院額一道を買わんとす。乞らくは大雲禪院と書填されんことを。住持、本所に施行せん。」照合するに、右相違なし。まさに名額を給賜すべきものなり。

とある。そしてこの名額賜与許可証は崇慶元年(1331)に発されている。つまりこの大雲禪院なる寺は、大定二十年の際に存留が認められ、その三十二年もの後、金朝も末期になって初めて住職

が置かれ、名額が与えられたわけである。住職がおらずとも、名額がなくとも、とにかく神仏の像さえあれば存留を認めるという甚だ寛容な判断を以て行われたのであり、寺や道觀の存在自体に積極的に規制を加えるという意図のなかつたことは、ここからも窺うことができる。

この制を実施する際の調査方法は、前掲の三百豪存留公拋碑に統じて詳しく述べられている。ただ、これは当時の文書の形そのものを残した最重要資料でありながら、欠損が多く、おまけに難解な語句もあって、意味の通じないところも随分とある。このため他の文書や『金史』等を参照して、その幾つかの空白をうめて解説を行い、疑わしきは省いた。しかし、まだまだ不充分なものであることをおことわりしておきたい。そこにはこう記されている。

県庁の正官一員に委ね、あまねくあらゆる寺觀神祠等に詣りて、一つづぶさに調査せしむ。もし塑繪せる神仏の像あらば、担当官ならびに県知事らは、先ず州府に具申せよ。よつて県庁は各州府のもとに、許可証の発行番号・官の署名捺印をまとめあげ、住持或は寺觀の管理人等にこれを給与し、受領せしめよ。ならびに一般合同文簿を作成して府に上提し、諸事に備えよ。今後は、特別な事柄を除くの外、この調査報告によつて事務処理を行う。

高陵県奉政坊 三官宮

右今、許可証を給与し、証明を与えるものなり。

大定二十年十月

以上が調査の方法を指示した文面であり、地方官庁の担当官が礼部の統轄のもとで行うべき活動が述べられているが、ここに一つ疑問が提出されている。『山左金石志』卷三五所収存留寺碑には次のようにある。

想うに「是れ即ち刑部に命じて州県に行下せしめ、点検して去留を分別せしむ」とあるも、しかも史には載せず。僧道の事はまさに礼部に隸うべし。しかもここには「刑部は聖旨によつて、内に罪犯にいたりし所あれども、また免放を与うる云々」といえり。まさに刑部に帰すべしとは、蓋し其の時の新制ならん。寺觀を創造すれば、尽く断罪に合せしめしなり。

右の文章は、碑文と編著者の解説とが混ざついて少し判りにくくなつてゐるが、要するに、彼の見た碑には、本来礼部が扱うべきはずの僧道の事が刑部によつて統轄されていたよう書かれてあつて、それを当時の新制度であろうと解釈したわけである。しかし、この解釈は誤まりといわなくてはならない。寺觀僧道のことは、やはり礼部が統轄するのである。それならば刑部が関与した意味は何かといふと、別に特殊な問題ではなく、刑事関係のことは当然刑部の担当となるわけで、違反の取り調べ、そして罪の有無の判断も刑部によつて行われたのである。わかり易くいえば、各地方官庁によつて違法の寺觀が摘発されると、刑部がこれを裁くことになり、もしここで無罪となり存留が許可された場合は、再び各官庁によつて以後の事務処理が行われ、逆に有罪になつた場合、刑部に処理が任されたのである。

さて、最後にこの制の実施された地域であるが、やはり金朝全

域に行わたとみてよからう。三官宮存留公拋碑に刻まれた存留許可証は陝西省高陵県に、大雲禪院碑は山西省沁州に、存留寺碑は山東省鄒県にそれぞれ発行されたものであり、これを金代にあてはめていえば、ほぼその南部全域にあたつてゐる。

以上、資料の誤解を並べただけで甚だまとまりのないものとなつてしまつたが、わずか三つとはいえ重要な資料であるために、まずこの紹介を行うことにしたものである。

世宗は金一代の名君と称された皇帝ではあるが、その治世は困難な問題が山積し、これを一解決していかなければならなかつた。宗教界肅清もその課題の一つであつたといえる。そして寺觀創建の禁令は、大定二十年の制に至つてやつと一応の成果を收めることができた。過去幾度かの禁令を下したにもかかわらず、寺觀創建を行う者は依然として絶えなかつたのであるが、ここに条件つきの少し緩みを加えた禁止策へと变更した結果、世宗朝に於ては、これ以後再び寺觀創建の禁令が出されることはなかつたのである。

小論は、副題からもわかるように、金世宗の宗教政策を述べるための一つの裏づけにすぎないが、この梗概自体、極めて簡略にまとめたもので、細かな論証は省いてある。また機を更めて、詳細を発表したいと思う。